

国営かんがい排水事業 <公共>

令和8年度予算概算決定額 101,108百万円 (前年度 98,916百万円)
〔令和7年度補正予算額 25,752百万円〕

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業水利施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<事業目標>

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割 [令和11年度まで]）
- 更新事業の着手地区において施設の集約・再編、ICT の導入等により維持管理費を節減する地区の割合（10割 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

- ・国営造成土地改良施設整備事業（水管理施設単独整備）の採択期間延長、国造水管理施設と一体不可分な県造水管理施設等を事業対象に追加
- ・使用されなくなった施設の撤去を事業対象に追加
- ・重要度及び緊急性の高い施設の畑に係る末端支配面積要件の緩和
- ・耐震化対策において一体不可分な更新整備が実施できるよう事業対象に追加
- ・低炭素農業水利システム構築事業における促進費の採択期間延長

1 一般型

- ・地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業水利施設の整備
【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2 特別型

- ・高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畠地化を行うための整備
- ・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・流域治水プロジェクトに位置付けられた施設の整備
- ・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・小水力等発電施設の導入やポンプ設備の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備

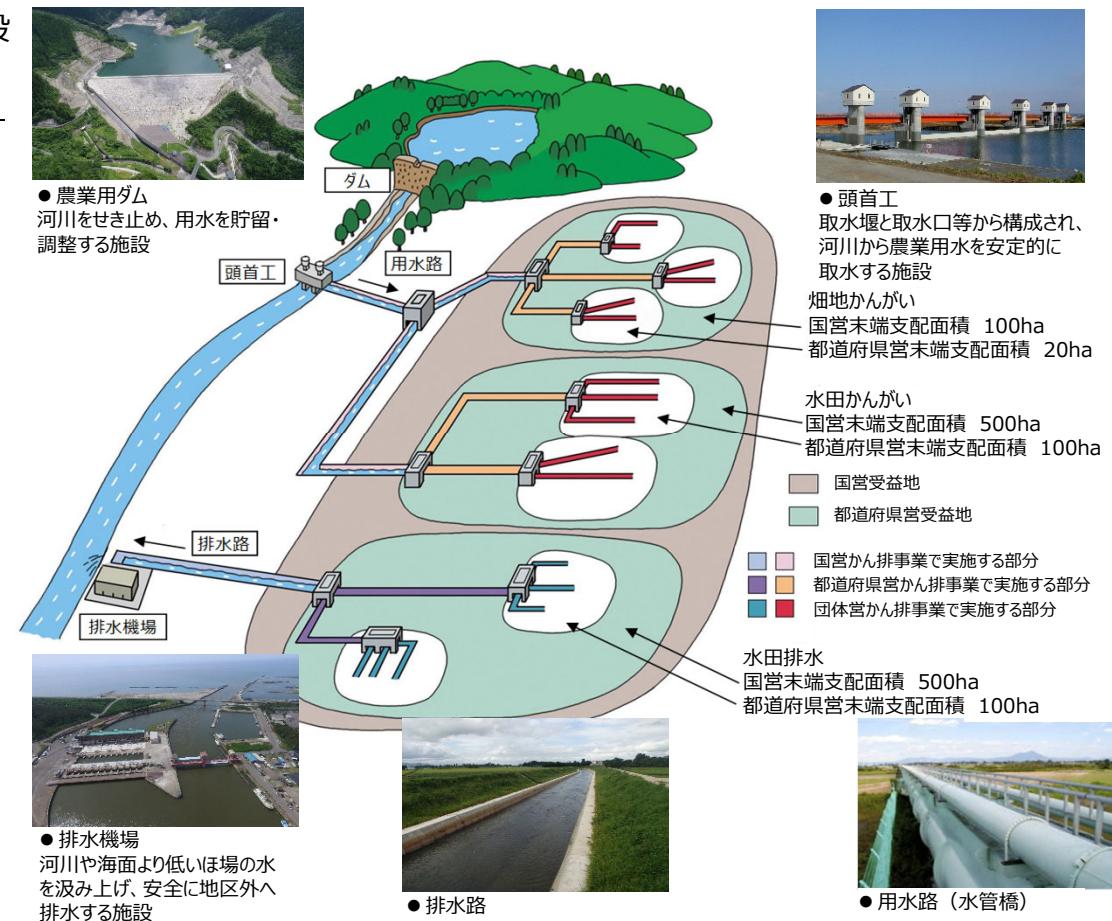
【実施要件】受益面積500ha以上 等

<事業実施主体>

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



[お問い合わせ先]

農村振興局水資源課

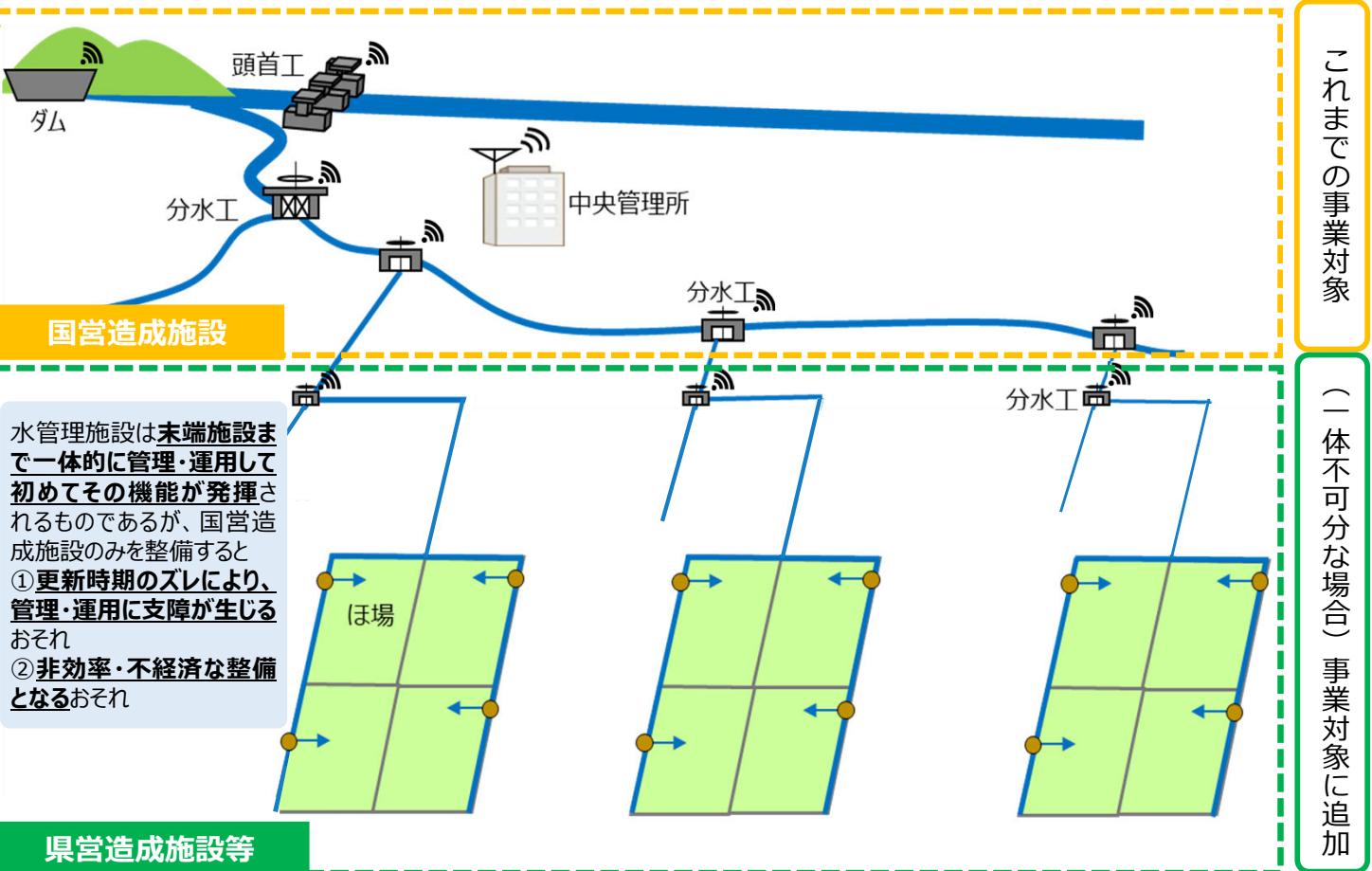
(03-6744-2206)

国営かんがい排水事業（拡充）

～国営造成土地改良施設整備事業（水管理施設単独整備）の採択期間延長、国造と一体不可分な県造施設等を事業対象に追加～

- 水管理施設（農業水利施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）は、ダムや頭首工、用排水路等の農業水利施設に比べて耐用年数が短い。
- 適切なタイミングで水管理施設の更新整備を行わなければ、農業水利施設の操作等に支障を来たし、農業用水の供給や排水が不安定となり、地域の営農に大きな影響を与えるとともに、洪水被害の発生等による人命・財産への被害が発生するおそれもある。
- また、農業水利施設を適切に保全していくためには、水管理施設の適時適切な更新により、維持管理の効率化・高度化を図っていく必要がある。
- このため、水管理施設の単独整備に係る採択期間を延長（令和12年度まで）するとともに、国造水管理施設と一体不可分な県造水管理施設等についても、一体的に更新することを可能にする。

水管理施設の整備



実施要件

- 受益面積
都道府県：3,000ha
(畠にあっては1,000ha)
北海道、沖縄県、奄美群島、離島：1,000ha
- 総事業費：2千万円以上
- 県営造成等の水管理施設を一体的に更新する場合は、国営事業で一体的に行う方が効率的又は経済的であることが明らかである場合に限る。

国の負担割合

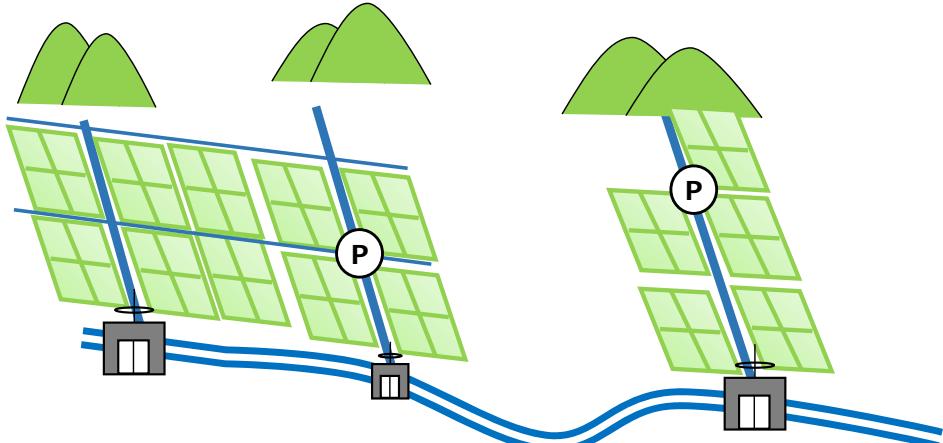
末端支配面積	国の負担割合			
	都府県	北海道及び離島	沖縄県	奄美群島
田	田以外			
100ha以上 (畠20ha以上)	2/3	75/100	80/100	90/100
100ha未満 (畠20ha未満)	1/2		1/2	80/100
				65/100

国営かんがい排水事業（拡充）

～使用されなくなった施設の撤去を事業対象に追加～

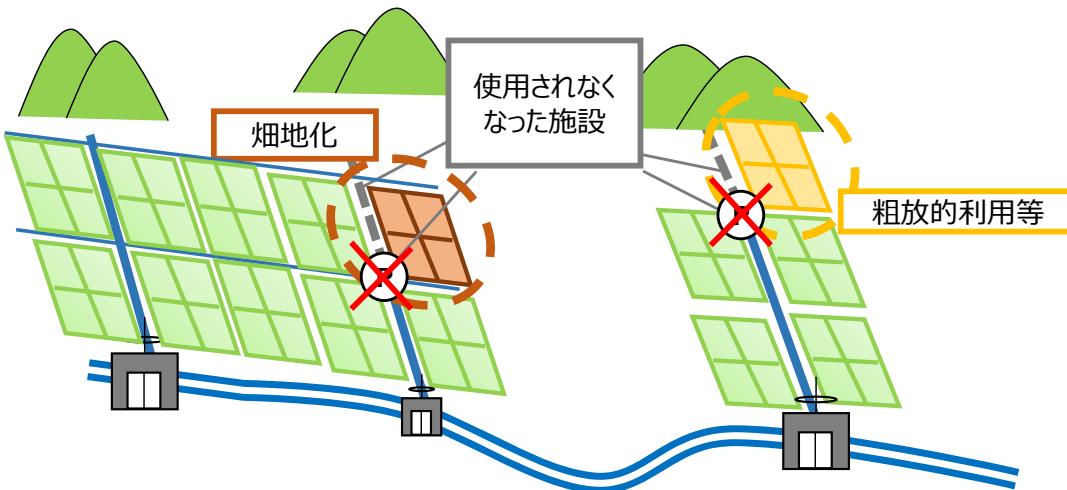
- 農業・農村を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、受益地の減少や畠地化の進展等によって、現在は使用されなくなった施設を更新事業で撤去することが考えられ、今後は、当該ケースが増加していく可能性がある。
- 使用されていない施設が撤去されず放置され、老朽化や自然災害により損壊した場合等には、住民の人命・財産等に影響を及ぼすおそれがあるため、更新事業の実施に合わせて適切に撤去する必要がある。
- このため、現行の事業対象である農業水利施設の「廃止」の対象施設を拡充し、現在は使用されなくなった施設の撤去が実施できることを明確化することで、適切な更新整備を推進するとともに、災害・事故リスク等の低減を図る。

施設の整備当時



農業水利施設が整備された当時は、受益地の多くが水田であり、当時の農業用水の需要に応じて、農業水利施設を整備。

営農の変化



・受益地の減少（粗放的利用、農地転用等）、畠地化の進展等により、一部の農業水利施設が利用されなくなる。

・使用されていない施設を放置すると、災害・事故が発生するおそれがあり、適切に撤去する必要がある。



道路上にある老朽化した水管橋 パイプライン破損による道路陥没



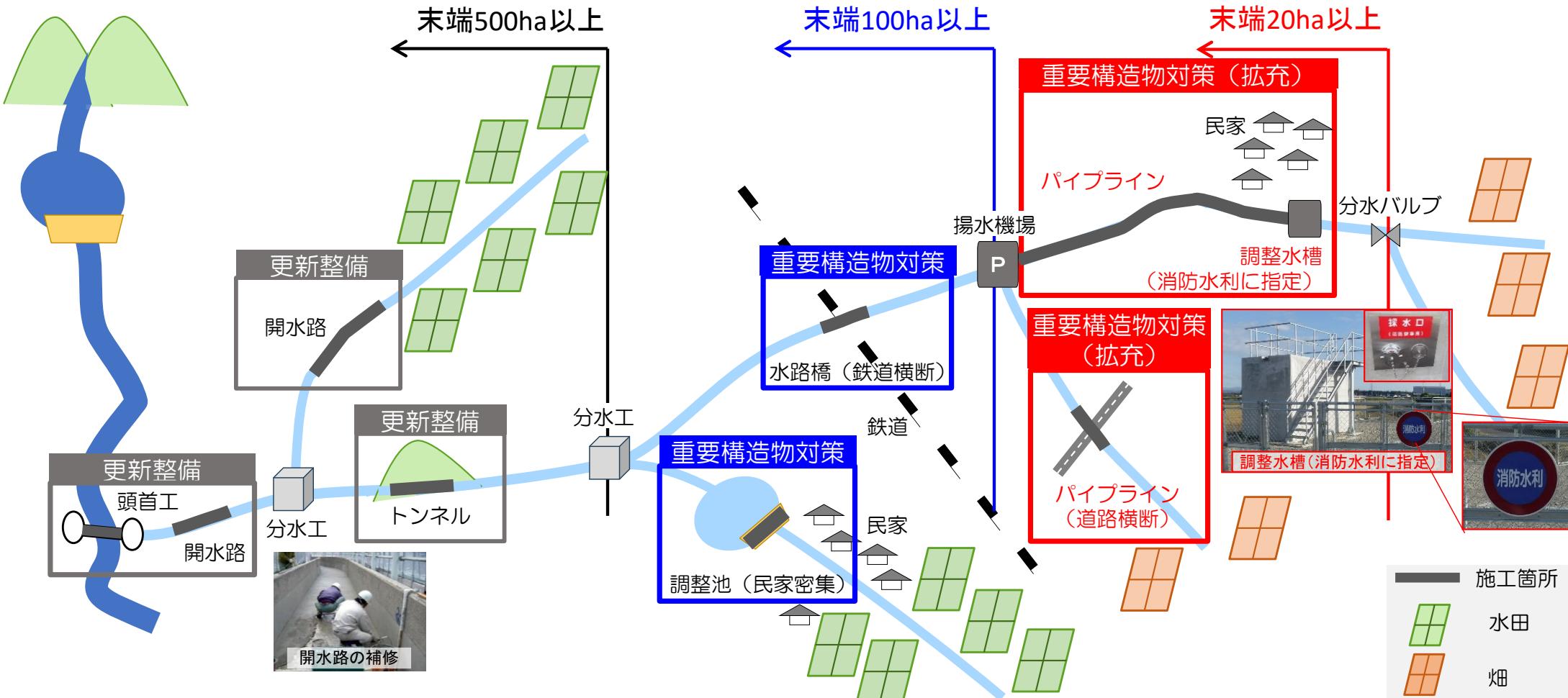
堰の破損

国営かんがい排水事業（拡充）

～重要度及び緊急性の高い施設の畠に係る末端支配面積要件の緩和～

- 老朽化が進行する農業水利施設の整備については、機能診断、健全度評価、劣化予測等を踏まえ、施設の計画的な更新整備を行うことが重要である。
- 特に、更新整備を行うに当たり、施設の損壊、機能停止等が発生した場合に、住民の人命・財産や地域の経済活動、住民の生活等に大きな影響を及ぼすおそれのある重要施設については、防災上の観点から、適時適切に更新整備を行うことが必要である。
- 近年、老朽化が進む畠地帯における重要施設においても、施設の損壊や機能停止等が生じるおそれが高まっているため、緊急性や畠地帯の立地・水利条件等の特性を踏まえ、末端支配面積要件を100haから20haに緩和し、適時適切な更新整備を推進する。

重要度及び緊急性の高い施設



国営かんがい排水事業（拡充）

～耐震化対策において一体不可分な更新整備が実施できるよう事業対象に追加～

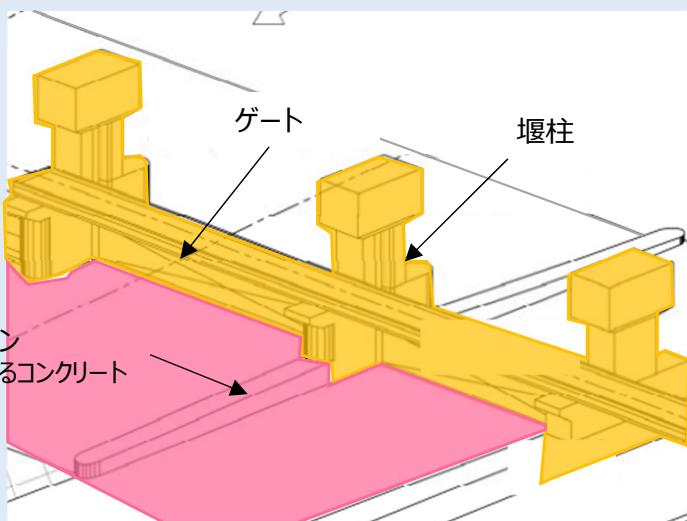
- 農業用水の安定供給や農地の良好な排水条件を確保するため、老朽化した農業水利施設の更新等を行う際に、防災上重要な施設でありながら耐震性を有していない施設がある場合には、耐震化対策を一体的に行うことが重要。
- 耐震化対策を行うに当たり、対策対象部分と構造上及び機能上、一体不可分な範囲（頭首工等の点的施設及び用排水路の同一水理ユニット）が老朽化している場合、当該部分の機能回復も適切に図らなければ、耐震化対策の効果が発揮されないリスクがある。
- このため、耐震化対策と一体不可分な範囲の更新整備については、耐震化対策として実施できることを明確化し、耐震化対策の効果の確実な発揮を図る。

事業内容

耐震化対策を行う農業水利施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を**耐震化対策の一環として実施**。

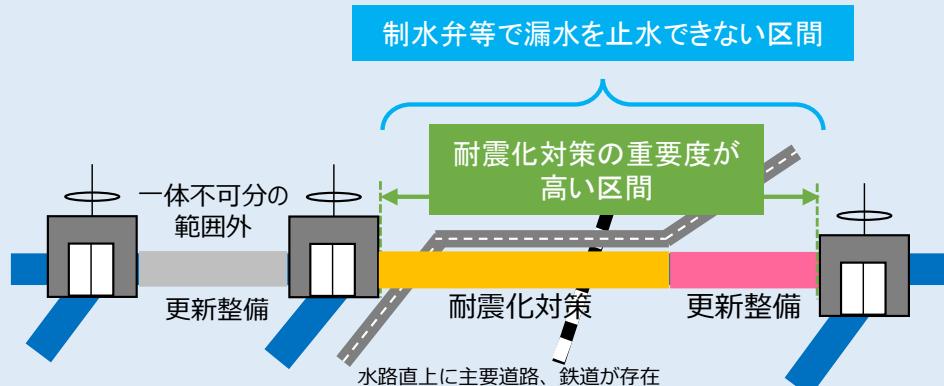
頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロンなど頭首工と一体不可分な範囲の更新整備を実施。



水路の例

耐震化対策の重要度が高い水路区間にあり、かつ、漏水があった場合に制水弁等で止水できない区間にある老朽化した水路の更新整備を実施。



■ : 耐震化対策の実施箇所

■ : 更新整備の実施箇所（頭首工の構造上及び機能上、一体不可分なもの）